

平成23年(ワ)第1291号, 平成24年(ワ)第441号, 平成25年(ワ)第516号

伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭男 外1001名

被告 四国電力株式会社

準備書面(25)

2014年 6月 25日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	薦	田	伸	夫
弁護士	東		俊	一
弁護士	高	田	義	之
弁護士	今	川	正	章
弁護士	中	川	創	太
弁護士	中	尾	英	二
弁護士	谷	脇	和	仁
弁護士	山	口	剛	史
弁護士	定	者	吉	人
弁護士	足	立	修	一
弁護士	端	野		真
弁護士	橋	本	貴	司

原告ら訴訟復代理人

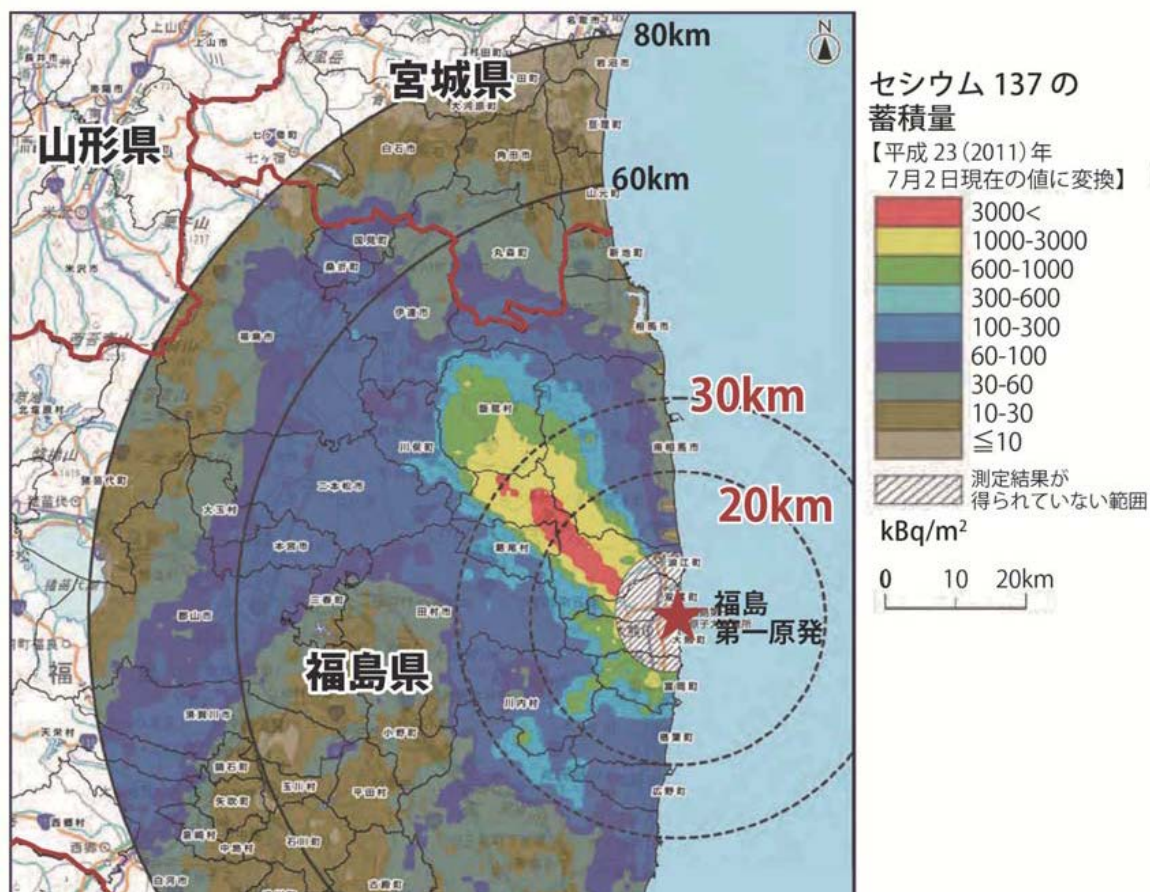
弁護士	山	本	尚	吾
弁護士	高	丸	雄	介
弁護士	南		拓	人
弁護士	東			翔

第1 福島第一原発事故による被害

1 放射性物質の大量放出と広範囲の汚染

福島第一原発事故によって大気中に放出された放射性物質の線量は、平成23年3月12日から同月31日までの間だけでも、ヨウ素131が500PBq（1PBq：1ペタベクレルは1000テラBq）、セシウム137が10PBqと推計され、国際原子力事故評価尺度（INES）によるヨウ素換算にして約900PBqとされている。この値は、昭和61年発生チェルノブイリ原発事故におけるINESによるヨウ素換算5200PBqの約6分の1の放出量になる（甲10「国会事故調報告書」349頁）。

放出された放射性セシウムは、地表に降下し、次の地図に示すように土壌に沈着している。



【図】 出典：国会事故調報告書（甲10）350頁より

また、海洋への放射性物質の放出量は、2号機から合計4.7PBq（平成23年4月1日から同月6日まで）、集中廃棄物処理施設等から合計1500億

Bq(同年4月4日から同月10日まで)、3号機から合計20兆Bq(=20テラBq、同年5月10日から同月11日まで)と推計される(甲128号証「平成23年5月23日原子力安全・保安院「排出基準を超える放射性物質濃度の排水の海洋への影響について」)。

保安院は、平成23年4月12日時点において、本件事故により広範囲で人の健康や環境に影響を及ぼす大量の放射性物質が放出されているとし、INES評価に基づき、「レベル7(深刻な事故)」に事故評価を引き上げた。これはスリーマイル島原発事故の「レベル5」を超え、チェルノブイリ原発事故と同レベルの評価である。

環境省によれば、福島県の総面積1万3782km²のうち、1778km²の土地が年間5mSv以上の空間線量を有する可能性のある地域に、同県内の515km²の土地が年間20mSv以上の空間線量を発する可能性のある地域になった(甲10「国会事故調報告書」350頁)。

2 同原発事故に関連する人命の喪失

同原発事故により住民が避難を強いられたため、地震と津波による行方不明者の捜索活動は大幅に遅れてしまった。捜索活動により救出できた生命は少なからずあったはずである。

避難行動に伴う肉体的、精神的疲労にから死亡する者もあった。とくに高齢者や認知症患者をかかえる施設の避難行動は困難を極めた。避難指示が発令されて同原発から半径20km圏内にあった病院及び介護老人保健施設の患者が避難したさい、別の病院への移送完了までに死亡した患者数は48人、3月末までの死亡者数は少なくとも60人にのぼった(国会事故調報告書381頁)。

同原発事故によって生業の見通しが立たなくなったことを悲観して自死した者もあった。長期間にわたる仮設住宅等での避難生活は高齢者の心身の健康を脅かし、本来の寿命を縮めた人は少なくない。

3 大規模な住民の避難

福島第一事故後、住民に対する避難指示等の措置がなされた。その経過は次のとおりである。

H23. 3. 11	
14:46	地震発生
15:42	被告東電による第10条通報(全交流電源喪失〔SBO〕)

16:45	東電による第15条通報（非常用炉心冷却装置注水不能）
19:03	福島第一原発の原子力緊急事態宣言
20:50	福島県が福島第一原発の半径2km内に避難指示
21:23	福島第一原発の半径3km圏内に避難指示 3kmを超え10km圏内に屋内退避指示
H23.3.12	
5:44	福島第一原発の半径10km圏内に避難指示
7:45	福島第二原発の原子力緊急事態宣言 福島第二原発の半径3km圏内に避難指示 福島第二原発の半径3km以上10km圏内に屋内退避指示
15:36	福島第一原発1号機原子炉建屋で水素爆発発生
17:39	福島第二原発の避難指示の範囲を半径10km圏内に拡大
18:25	福島第一原発の避難指示の範囲を半径20km圏内に拡大
H23.3.14	
11:01	福島第一原発3号機原子炉建屋で水素爆発発生
H23.3.15	
午前中	福島第一原発2号機の格納容器破損
11:01	福島第一原発の半径20km以上30km圏内に屋内退避指示
H23.3.16	南相馬市が市民に対して一時避難要請
H23.3.25	福島第一原発の半径20km以上30km圏内に自主避難要請
H23.4.21	福島第二原発の避難指示を半径10km圏内から半径8km圏内に縮小 福島第一原発の半径20km圏内を「警戒区域」に設定。同圏内を「避難区域」とし、避難指示を継続

H 2 3 . 4 . 2 2	いわき市を除いて屋内退避指示を解除 屋内退避指示の出されていた範囲その他一部の地域に、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」を設定
H 2 3 . 6 . 1 6 ~	「特定避難勧奨地域」を順次指定
H 2 3 . 9 . 3 0	緊急時避難準備区域の解除
H 2 4 . 4 . 1 ~	警戒区域等を順次見直し。「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」を設定指示

当時の菅直人内閣総理大臣（以下「菅総理」という）は、地震発生当日の平成23年3月11日19時03分、福島第一原発について、原子力災害対策特別措置法15条2項に基づいて原子力緊急事態宣言を発令し、同法16条1項に基づき、原子力災害対策本部を設置した。

同日21時23分、菅総理は、福島第一原発から半径3km圏内の住民等に対する避難指示、同半径3kmを超え半径10km圏内の住民等に対する屋内退避指示を行った。翌日の12日5時44分、菅総理は、福島第一原発の半径10km圏内に避難指示を出した。福島第一原発1号機及び2号機において、格納容器内の圧力上昇を受けてのベント実施が開始予定時刻になっても行われなかったことが契機であった。さらに同日15時36分、福島第一原発1号機原子炉建屋で水素爆発が発生し、菅総理は、同日18時25分、

福島第一原発の半径20km圏内に避難指示を出した。

菅総理は、同月15日11時00分、福島第一原発の半径20kmを超え30km圏内に屋内退避指示を出した。その前日には、福島第一原発3号機原子炉建屋で水素爆発が発生し、4号機では火災が発生していた。2号機でも、格納容器に繋がるサプレッションプールに欠損が生じ、同機から煙様のものが確認されていた。同月25日、菅総理は、福島第一原発の半径20kmを超え30km圏内に自主避難要請を出した。

同年4月21日、菅総理は、福島第一原発の半径20km圏内を「警戒区域」の設定を指示した（翌22日午前0時、福島県知事や市町村長によって警戒区域が設定された。）。同じく4月22日、菅総理は、屋内退避指示を解除のうえ、「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」の設定を指示した。「計画的避難区域」とは、「原則として概ね1月程度の間順次当該区域外へ避難のための立ち退きを行うこと」を求めた区域とされ、同区域の設定基準は、福島第一、第二原発事故発生から1年の期間内に積算線量が20mSvに達するおそれのある地域とされた。「緊急時避難準備区域」とは、「常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと」を求めた区域とされた。避難等の指示ないし区域設定について、放射線量の数値を基準としたものは、この「計画的避難区域」が初めてであった。

同年6月16日から、菅総理は、「特定避難勧奨地点」の設定を順次指示した。「特定避難勧奨地点」とは、計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であって、地域的な広がりが見られない福島第一、第二原発事故発生から1年の積算線量が20mSvを超えると推定させる空間線量率が続いている地点であり、政府が住居単位で設定した上、そこに居住する住民に対する注意喚起、自主避難の支援・促進を行うことを表明した地点とされた。

同年9月30日、当時の野田佳彦内閣総理大臣（以下「野田総理」という。）は、緊急時避難準備区域を全面解除した。

同年12月16日、野田総理は、福島第一原発の「冷温停止状態」を宣言し、あわせて、警戒区域と緊急時避難準備区域を見直す方針を明らかにした。

野田総理は、平成24年4月1日には福島県双葉郡川内村と同県田村市について、同月16日には同県南相馬市について、それぞれ区域再編を行い、警戒区域及び計画的避難区域のそれぞれ一部を解除して、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰宅困難区域の設定を指示した。「避難指示解除準備区域」は、年間積算線量20mSv以下となることが確実であることが確認さ

れた地域とされた。「居住制限区域」は、年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域とされた。「帰宅困難区域」とは、5年間を経過してもなお、年間積算線量が20mSvを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50mSv超の地域とされた。

その後も、同県相馬郡飯舘村、双葉郡大熊町・葛尾村・富岡町・浪江町・楡葉町について順次区域再編が行われた。

4 避難行動、避難生活の苦しみ

(1) 避難者の多くは、平成23年3月11日午後7時03分に原子力緊急事態宣言が出され、さらに同日午後8時50分に福島第一原発の半径2kmに避難指示が出されたにもかかわらず、情報伝達不足のため、福島第一原発で事故が発生している事実気付いていなかった。そのため、避難者の中には、ほとんど状況を把握できないまま、とにかく避難したほうがよいという情報だけを頼りに、自主的に避難を始めた者も少なくなかった。また、避難指示に基づいて避難を始めた避難者であっても、避難指示の原因、すなわち原発事故に基づく避難指示であることが伝えられていない者も少なくなかった。多くの避難者が避難を開始したのも、避難指示発令後、数時間が経過してからのことであった。このような情報不足のなか、結局、避難者は、なぜ避難しなければならないのか、どこに避難すればよいのか、いつ戻れるのか分からないまま、被ばくの恐怖に怯えながら、とにかく着の身着のまま避難することを余儀なくされた。また、避難行動じたいが大きな負担であり、同原発に近い双葉町、大熊町等では、20%を超える住民が6回以上の避難を行っていた（国会事故調報告書363頁－366頁）。

(2) 一時避難所を経て仮設住宅・借上住宅に移転しても、その生活環境は従来に比して劣悪であった。多くの避難者は、避難生活に伴って生業を失い、地域コミュニティとのつながりを失い、帰還の目途がたたないままである。

5 農林水産業をはじめとする産業への悪影響

同原発事故により環境に放出された放射性物質は農地、牧草地を汚染したため、農産物、畜産物から放射性物質が検出されており、出荷・生産が制約されている。林業については、森林も広範囲に汚染されたが、警戒区域等の立入が禁止され、除染もできない。

6 放射線被ばくに対する生涯の不安

原発事故により多数の住民が被爆した。現在、福島県で住民が日常生活を営

んでいる地域でも放射線量が高い場所が多い。また、福島県の住民は将来にわたって放射性物質による内部被曝の危険があり、日常生活上、多大の制約を受けている。被爆による健康被害の不安は生涯、消えることがない。

第2 原発事故の被害防止と差止請求権

1 はじめに

福島第一原発事故の惨禍を二度と繰り返さないことは国の国民に対する責務であり、裁判所もこの責務を果たす必要がある。同原発事故前、各地で原発施設の運転差止訴訟が提起されたが、金沢地裁 2006 年 3 月 24 日判決（志賀原発 2 号機運転差止訴訟）を例外として裁判所が差止を認容することはなく、上記判決も上級審で破棄された。もし、同原発事故後に提起された民事差止訴訟において、司法権が相変わらず「専門技術的判断」を尊重するという建前のもとでその実態は行政庁の判断を後追いするだけの判断手法を維持する限り、原発事故の再度の惨禍から国民の基本的な人権を守ることはできない。裁判所は、その使命にふさわしい真に有効な法的判断基準をふまえて審理判決されるべきである。その判断基準とは以下に述べるとおりである。

2 人格権に基づく差止請求権について

(1) 個人が生命、身体の安全を脅かされることなく、地域コミュニティに定着し、家庭、学校、職業などにおいて平穏で自由な生活を営む権利は、人が尊厳をもった人格的主体であるための本質的条件である。その権利は総体として人格権と称され、国政上、最大の尊重を要する基本的な人権であることが憲法 13 条（生命・自由・幸福追求権）を始め、居住・移転・職業選択の自由（憲法 22 条 1 項）、財産権（憲法 29 条 1 項）、生存権（憲法 25 条 1 項）、教育を受ける権利（憲法 26 条 1 項）、労働権（憲法 27 条）などに具体化されている。

本件施設の運転中に事故が発生した場合、原告ら多数の住民の人格権は回復不可能なまでに侵害され、その被害を金銭で購うことはできず、損害賠償による事後的救済は意味をなさない。原子力発電所の設置、運営、事故防止に国が強い規制権限を行使している以上、原発事故による被害は、電力会社と政府との行為による国民の基本的な人権の侵害を意味するのであり、原発事故が発生することは憲法を頂点とする法秩序において到底、許容できない事態である。従って、国は、原発事故を文字通り「万が一にも起こらないようにする」責務があり、この責務を単なるスローガンに貶めることは許されな

い。

(2) 人格権に基づく差止請求が問題となる事案は、被害法益、侵害行為の態様によってさまざまである。事案によっては、被害発生の実切的切迫性、高度の蓋然性を差止請求権の成立要件とするべき場合もある。しかし、原発施設でひとたび事故が発生すると、生命・身体・健康の安全や日常生活基盤の維持という人格権の中核部分について、回復不可能かつ集団的被害をもたらす、地域社会までも喪失させる。このことに鑑みると、原発事故による人格権侵害に基づく差止請求においては、被害発生の実切的切迫性、高度の蓋然性を要件とすることは不適切である。福島第一原発事故の以前から、全国のどの原発施設でも、同事故と類似したシナリオによる原発事故の発生の危険があること、即ち、事故発生のある一定の客観的危険があることが指摘されていた。事故発生の実切的切迫性やその高度の蓋然性の存在を確定できないことを理由に差止請求権を否定することは、原発施設の事故を防止する法的判断基準として無力であった。

(3) そうすると、原発施設の運転の差止請求が問題となる事案においては、事故発生の危険を合理的に根拠づける事実関係が存在するときは、当該施設の運転は差し止められなければならない。これは、事故発生の危険の切迫性、事故発生の高度の蓋然性という概念とは別の問題である。本件において原告らの立証責任の対象事実は、「本件施設について合理的根拠のある危険性の存在」という評価を支える根拠事実である。伊方1号炉訴訟の最高裁判所第1小法廷判決が示した「原発事故災害が万が一にも起こることを許さない原則」を民事差止訴訟の判断基準に反映させるならば、以上の考え方にならざるをえないのであり、最高裁判決の趣旨にも忠実な考え方である。

以上